

参考5

海上保安大学校国際交流センター 新規事業採択時評価資料

平成29年7月
官庁営繕部

1. 事業概要 ～計画概要、位置～

(1) 計画概要

海上保安庁では、「国家安全保障戦略」(H25.12.17閣議決定)を踏まえ、アジア諸国の海上保安機関の能力向上支援のため、海上保安大学校において研修実施体制の強化を図ることとされているが、既存施設では新たに実施される研修や宿泊の受入れが困難な状況となっている。

このため、早急に新たな施設を整備する必要があることから、海上保安大学校に国際交流センターを整備するものである。

(2) 位置

広島県呉市



1. 事業概要 ～計画施設の概要～

(3) 国際交流センターの概要

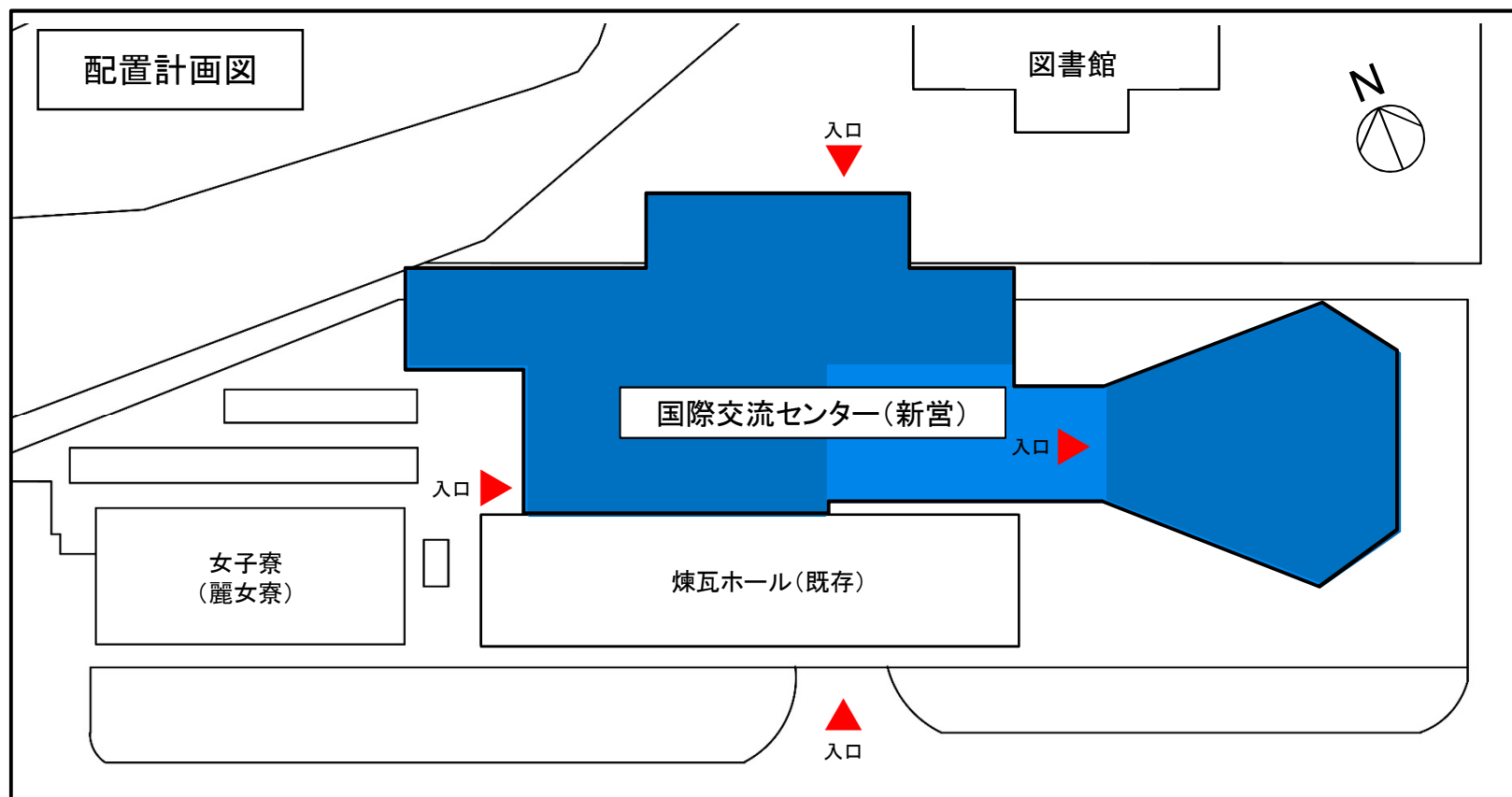
敷地： 広島県呉市若葉町5-1(海上保安大学校敷地内) 125,075㎡

建物： 鉄筋コンクリート造 地上6階外 延べ面積:2,160㎡

教室 3室(407㎡) 寮室 収容人員85名

総事業費： 約9.0億円

事業期間： 平成30年度～平成31年度



1. 事業概要 ~海上保安大学校の概要~

(4) 海上保安大学校の概要

将来海上保安庁の幹部となる職員を養成するための教育・訓練を実施するとともに、海洋政策に関する調査研究を実施している。

(5) 海上保安大学校の教育課程

○教育課程(学士(海上保安)), 中・短期研修 等 [全寮制 在籍者数334人(H29年4月現在)]

学士(海上保安)

本科【4年間】

+

専攻科【6ヶ月】

初級幹部となるべき職員として採用した者に対し、一般教養並びに海上保安業務に必要な高度な学術及び技能を教授する。

本科を卒業した職員に対し、海上保安業務に必要な専門的な学術及び技能を教授する。

特修科【1年間】

部内の選抜試験を経て選考された一般職員に対し、初級幹部として必要な学術及び技能を教授する。

研修科

各地の現場から集まった職員に対し、海上保安業務に必要な専門的な学術及び技能を教授する。

○教育課程(国際研修(修士(政策研究)[平成27年10月創設], その他) 最大人員85人(予定)]

修士(政策研究)

海上保安政策課程
【1年間】

海上保安庁及びアジア各国の海上保安機関の初級幹部職員を対象として、国際法・国際関係についての知識を持ち、同時に海上で発生しうる種々の課題に対して適時・的確に対処できる高度な実務的・応用的知識、分析・提案能力及び国際コミュニケーション能力を有する人材を育成する。

(1年間の期間で実施。これまで、フィリピン、マレーシア、インドネシア及びベトナムから参加)

その他の国際研修

海図作成技術、救難・防災研修、アジア・ソマリア周辺海域海上犯罪取締研修 他
全24課程を予定※ (※H28年度時点の計画)

1. 事業概要 ~海上保安大学校の概要~

(6) 既存施設

○敷地(施設配置)



1. 事業概要

～海上保安大学校の概要～

○教育施設

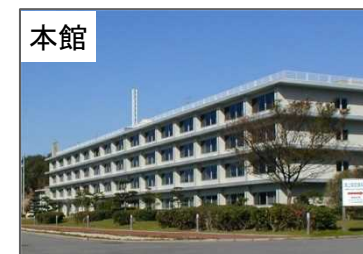
➤ 本館

構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上4階 延床面積: 7,755m²

建築年次 : 昭和51年

主要室等 : 教室、研究室、演習室、事務室他(教室数全19室)

➤ 実験棟, 講堂兼体育館, 訓練棟, シミュレーションセンター 他



○学生寮

➤ 男子寮(三ツ石寮)

構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上4階 延床面積: 7,359m²

建築年次 : 昭和54年

主要室等 : 寝室、自習室他 (収容可能人員273人)

➤ 女子寮(麗女寮)

構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階 延床面積: 433m²

建築年次 : 平成3年

主要室等 : 寝室、浴室他 (収容可能人員35人)



2. 事業計画の必要性

～評点の算出・新たな行政需要への対応～

○ 必要性の評点 : 100点 ≥ 100点

| 計画理由 | 評点 | 海上保安大学校の状況 |
|---------|-----|---|
| 新たな行政需要 | 100 | 当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの (新たな教育課程(国際研修)に対応するための施設がない) |

○ 海上保安大学校における新たな行政需要への対応

国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定)

第IV章4(2)「法の支配の強化」

海洋については、地域的取組その他の取組を推進し、力ではなく法とルールが支配する海洋秩序を強化することが国際社会全体の平和と繁栄に不可欠との国際的な共有認識の形成に向けて主導的役割を發揮する。

アジア諸国の海上保安機関職員の受入れ、能力向上支援 (海上保安庁)

- ✓ 海上保安政策課程の拡充 [H27年10月創設] (研修生の受入枠増加)
- ✓ 海上保安大学校における各種研修実施体制の強化(国際研修)
- ✓ 国際シンポジウム等の開催

海上保安大学校における教育基盤、研究環境の整備

研修課程を拡充するための教育機能、研修生増加に対応する宿泊機能の確保

2. 事業計画の必要性 ～国際研修の実施状況～

○ 国際研修(海上保安政策課程[平成27年10月創設] 他)の実施状況

教育施設

- 海上保安大学校の既存施設に研修が実施可能な施設が無いため、主に外部研修機関で実施
- 一部の研修は海上保安大学校の既存施設を利用して実施しているが、教室等に空きがなく、最大85人となる国際研修には対応が不可能
- 研修実施場所の確保が困難なため、H28年度においては実施が必要な研修25課程のうち、16課程の研修が未実施



既存教育施設(教室)の状況

宿泊施設

- 海上保安大学校に研修生を受入れ可能な施設が無いため、主に外部研修機関、民間等を利用
- 一部の研修では海上保安大学校の既存宿泊施設で受入れを行っているが、寮室の空きが十分ではないため、大人数の受入れは不可能
- 外部研修施設と宿泊場所の分散により研修実施に支障を来している



既存宿泊施設(寝室)の状況

2. 事業計画の必要性 ~【参考】主な国際研修の実績~

【参考】主な国際研修の現状と課題（平成28年度実績）

| 研修名 | 研修場所 | 宿泊場所 | 課題 |
|---|---|---|--|
| 海上保安政策課程 実施期間：1年 計画：30人 実績：16人 | <ul style="list-style-type: none"> 政策研究大学院大学（港区）※ [6ヵ月] 海上保安大学校（呉市） [6ヵ月] | <ul style="list-style-type: none"> JICA東京（渋谷区） JICA中国（東広島市） | <ul style="list-style-type: none"> 研究は夜間まで及ぶが、仮眠場所がなく、宿泊所までの移動に長時間を要するため研修効率を著しく低下させている JICA等の宿泊所を借りて実施しているが、常に利用できるとは限らない |
| 海図作成技術 実施期間：6ヵ月 計画：15人 実績：7人 | <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁本庁（千代田区） 測量船等※ | <ul style="list-style-type: none"> JICA東京（渋谷区） 民間ホテル等 | |
| 救難・防災研修 実施期間：2ヵ月 計画：20人 実績：19人 | <ul style="list-style-type: none"> JICA横浜（横浜市） 海上保安大学校（呉市） | <ul style="list-style-type: none"> JICA横浜（横浜市） 民間ホテル等 | |
| アジア・ソマリア 周辺海域海上犯罪 取締研修 実施期間：2ヵ月 計画：20人 実績：12人 | <ul style="list-style-type: none"> JICA九州（北九州市） 海上保安大学校（呉市） | <ul style="list-style-type: none"> JICA九州（北九州市） 海上保安大学校（呉市） | |

※国際交流センター整備後も引き続き当該研修場所にて実施予定

3. 事業計画の合理性

○ 合理性の評点 : 100点 = 100点

- 他の案では、事業案と同等の性能を確保できない

1) 賃借施設等について

- 海上保安大学校の近隣に必要面積・機能に対応する賃借施設等は存在しないことから、賃借によることは困難である。

2) 改修・模様替について

- 新たな行政需要に対応した整備であり、改修・模様替の対象となる既存施設が存在しない。

4. 事業計画の効果 ～評点の算出～

○ 効果(B1:業務を行うための基本機能)の評点 : 121点 \geq 100点

| 分類 | 項目 | 係数 | 評価の根拠 |
|-------------------------|--------------------------|------|--|
| イ 位置 | ①用地の取得・借用 | 1.1 | 国として用地を保有できている。 |
| | ②災害防止・環境保全 | 1.1 | 自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。 |
| | ③アクセスの確保 | 1.0 | 施設へのアクセスに支障がない。 |
| | ④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性 | 1.0 | 都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。 |
| | ⑤敷地形状等 | 1.0 | 敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。 |
| イ ①×②×③×④×⑤ 計 | | 1.21 | |
| ロ 規模 | ①建築物の規模 | 1.0 | 業務内容等に応じ、適切な規模となっている。 |
| | ②敷地の規模 | 1.0 | 建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。 |
| ロ ①×② 計 | | 1.0 | |
| ハ 構造 | ①機能性(業務を行うための基本機能) | 1.0 | 執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。 |
| ハ ① 計 | | 1.0 | |
| 事業計画の効果の評点 イ×ロ×ハ×100 | | 121点 | |

4. 事業計画の効果 ～施策に基づく付加機能の評価～

○ 効果(B2:施策に基づく付加機能)

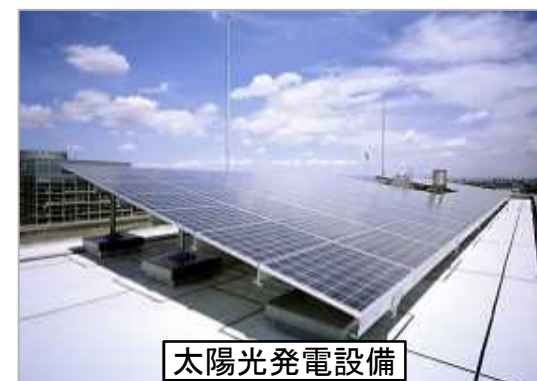
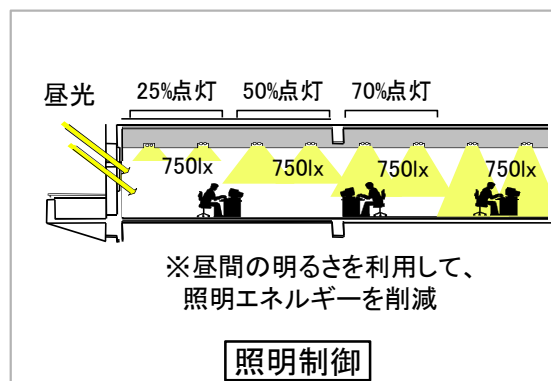
| 分類 | 評価項目 | 評価 | 評価の根拠 |
|-------|------------|----|---|
| 社会性 | 地域性 | B | 充実した取組が計画されている。 ・ 避難施設としての機能確保(宿泊施設を災害発生時に周辺住民の一時滞在施設として利用可能) |
| 環境保全性 | 環境保全性 | B | 官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、充実した取組が計画されている。 ・ 教室等への照明制御の導入による省エネ化 ・ 太陽光発電による自然エネルギーの有効活用 |
| | 木材利用促進 | A | 特に充実した取組が計画されている。 ・ 施設の木造化 ・ 内装の木質化 |
| 機能性 | ユニバーサルデザイン | C | 一般的な取組が計画されている。 |
| | 防災性 | C | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。 |

4. 事業計画の効果 ~施策に基づく付加機能~

(1) 社会性

1) 地域性

- 宿泊施設を災害発生時に周辺住民の一時滞在施設として利用可能
- 校内の避難施設(講堂兼体育館)使用時に利用可能なトイレを整備
- 避難施設~トイレまでの経路に停電時利用可能な外灯を設置



(2) 環境保全性

1) 環境保全性

- 照明制御による省エネルギー化 (更なる省エネルギー化と電力量の低減)
- 建物の屋上に太陽光発電設備を設置

2) 木材利用促進

- 施設の木造化
- 内装の木質化



※写真は一部イメージ

5. 評価(案)

| | |
|----------|------------------|
| 事業計画の必要性 | 100点 \geq 100点 |
| 事業計画の合理性 | 100点 = 100点 |
| 事業計画の効果 | 121点 \geq 100点 |

以上より、新規事業化が妥当である。